

## 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 SNS 運営管理規程

### (目的)

**第1条** 本規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の事業活動や情報について、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）を適切に利用し、情報を発信することで、広く多くの方に本会及び本会の活動等を周知することを目的とする。

### (適用)

**第2条** 本規程で定める SNS とは、Facebook、Twitter、Instagram 等をはじめとする、インターネットを利用して情報を発信し、又は相互に情報をやりとりするすべての情報伝達媒体をいう。

### (運営等)

**第3条** SNS は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会委員会の設置及び運営に関する規則に定める委員会（以下、「委員会」という。）ごとに運営し、管理するものとする。

2 SNS を利用しようとする委員会は、管理者及び管理責任者を指定したうえで、別に定める SNS 利用申請書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

### (管理者)

**第4条** 管理者は、一委員会について5名以内とし、管理者のうち1名を管理責任者とする。

2 管理者は、いずれも本会正会員とする。

3 管理者は、別に定める本会 SNS 運営方針を遵守するものとする。

4 管理責任者は、管理者を代表し、本会事務局と連携して SNS の円滑な運営に努めるものとする。

### (管理者の権限)

**第5条** 管理者は、SNS の運営・管理を行うものとする。

2 管理者は、本会が発信する情報の共有並びに委員会が主催するイベント情報及び活動報告等について、会員その他一般の方に広報したい内容を投稿することができる。

3 管理者は、閲覧者からのコメント等を随時確認し、本会 SNS 運営方針で定める禁止事項に該当するおそれがあると判断した場合は、管理者会議を開催し

対応について協議するものとする。

- 4 管理者会議は各管理者の求めにより開催し、閲覧者コメント等の削除及び閲覧者アクセスのブロック等の可否を検討する。
- 5 管理者は管理者会議の決定により、閲覧者からのコメント等を削除又はアクセスをブロック等の対応をするものとする。

#### (管理者の義務)

- 第6条** 管理者は、委員会で利用する SNS について、常に本会 SNS 運営方針を遵守するものとなるよう注意して管理するとともに、最新の情報を提供するように努めなければならない。
- 2 管理責任者は、アカウント、ページ及び管理者の追加又は削除等の変更が生じた場合、別に定める変更届を速やかに事務局へ提出しなければならない。
  - 3 管理責任者は、委員会で利用する SNS の運営管理について、本会会長より状況報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
  - 4 管理責任者は、前項の報告に基づき本会会長から SNS の運営に関して指示があった場合は、これに従わなければならない。

#### 附 則

この規程は、2020年5月26日から施行する。